

I

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは

1 ペットフードの安全確保の体制

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）は、国（環境省および農林水産省）と事業者が、それぞれ定められた役割を果たすことで、国内で流通するペットフードの安全が守られる仕組みとなっています。

国は安全なペットフードのために守るべき基準・規格などを定め、事業者はそれを遵守して製造・輸入・販売を行います。事業者は、その記録を帳簿に記載することが義務付けられています（小売は除く）。

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は対象となるペットフードの廃棄・回収等の命令を行うことができます。このような場合に備えて、国はあらかじめ事業者の把握が必要となるため、特にペットフードの供給元となる製造・輸入業者に対し届出の義務を課しています。

また国は事業者の取り組み状況を確認するため立入検査を実施します。検査結果は環境省又は農林水産省のホームページなどで公表されます。このほかに事業者に対して製造・品質管理の指導や助言を行ったり、関係機関や団体との連携などによって、安全確保の体制を構築しています。



note

法律の対象となるペットフード

法律の対象となるのは、犬と猫のペットフードです。

薬事法で規制される“医薬品”、口に入れるが飲み込まない“おもちゃ”、香付けや遊具として使用される“またたび”、毛づくろいで飲み込んだ毛と一緒に吐き出されてしまう“猫草”などは法律の対象とはなりません。店内で飲食されるフードも対象外ですが、あらかじめ持ち帰り用に包装されたものは対象となります。

規制の対象となる例

- 総合栄養食（主食タイプ）
- 一般食（おかずタイプ）
- おやつ ● スナック ● ガム
- 生肉 ● サプリメント
- ミネラルウォーター

規制の対象とならない例

- ▲ 医薬品 ▲ おもちゃ
- ▲ ペットフードの容器
- ▲ またたび ▲ 猫草
- ▲ 店内で飲食されるフード
- ▲ 調査研究用のフード